

はちおうじ

9.15

2011
(平成23年)

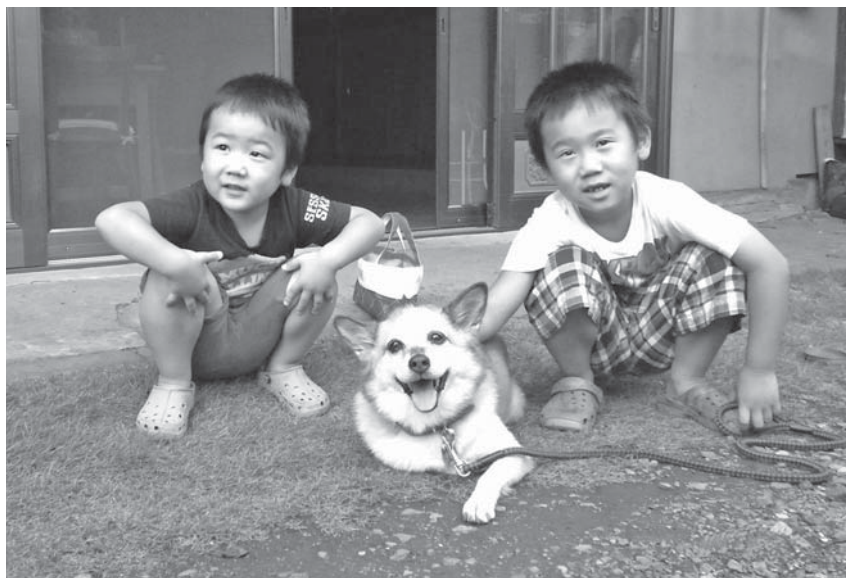
■八王子市保健所の代表電話
☎042-645-5111

■ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/>
モバイル(携帯電話)版 <http://mobile.city.hachioji.tokyo.jp/>



携帯電話用
2次元コード

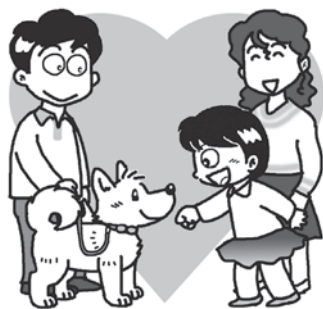
動物は責任と愛情をもって終生飼いましょう!!



毎年9月20日から26日まで動物愛護週間です。これは、広く国民の間に、命あるものである動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるために、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づいて設けられたものです。

この特集号では私たちが飼っている動物、身近にいる動物たちについて、もう一度考えてみたいと思います。

動物の適正飼養



人と動物が共生していくためには、その生態や習性を理解して適切な飼育管理をすることが必要です。八王子市での犬の飼育割合は約10世帯に1頭に過ぎません。無責任な飼い方では近隣の理解も得られず、いざというときに困ってしまいます。

また、犬や猫を飼うための試験や免許はありませんが、狂犬病予防法など飼い主の義務を規定している法令があります。知らなかったでは済まされないのが日本の法律ですので、動物を飼う際には、その動物に関する法令を確認しておきましょう。

動物愛護ふれあいフェスティバル (東京都からのお知らせ)

①「震災に関するパネル展示」「愛犬のしつけ教室」「聴導犬実演」など

日時／9月17日(土)11時から16時まで
場所／上野恩賜公園 不忍池蓮池周辺・野外ステージ・上野動物園
申込／不要。直接会場へ

②動物愛護シンポジウム

「備えよう!いつも一緒にいたいから ～人と動物の防災を考える～」

日時／9月23日(金)13時から16時30分まで
場所／東京国立博物館平成館講堂
募集／390人
申込／9月22日正午までに(公社)日本動物福祉協会
☎03-5740-8856へ

<問い合わせ>

(公社)日本動物福祉協会 ☎03-5740-8856 又は 東京都福祉保健局健康安全部環境衛生課 ☎03-5320-4412

防災

災害発生！そのときには

災害が発生した場合、まずは人命第一です。飼い主が無事でなければ動物は災害を乗り切れません。人の安全を確保したうえで、犬、猫などの飼育動物は、置き去りにしたり放したりせず、飼い主と一緒に避難しましょう。



避難所では

避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいますので、人の居住スペースへの動物の持込みはできません。飼育場所については、避難所ごとに管理責任者と飼い主が話し合いをして決めましょう。そして、飼育ルールを守り、他の避難者の理解を得ながら、飼い主同士が協力して飼育・管理・運営することが大切です。

備えあれば憂いなし

災害はある日突然やってきます。災害が原因でペットを失うことのないように普段から飼育場所の安全を確保しましょう。

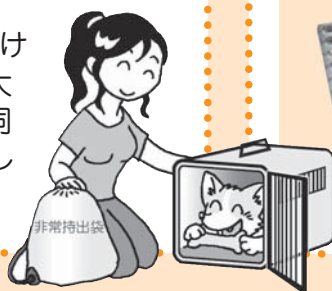
出来ていますか？

- 犬鑑札、注射済票、迷子札、マイクロチップの装着
- 健康管理（ワクチン、ノミの予防等）
- 避難場所、避難経路の確認
- 知人等一時預り先の確保
- ケージトレーニング

ケガをさせずに安全に避難させるにはケージに入れるのが一番です。また、避難所での動物の生活は、1日のほとんどの時間をケージで過ごすことも予想されます。普段から安心できる場所になるように慣らしておきましょう。

- 鳴き声やトイレなどのしつけ

避難所では、人も動物も大変なストレスを感じます。共同生活ができるよう日頃からしつけに取り組みましょう。



ペット用の避難用品の準備

災害時には人命が優先されますので飼育動物への救援物資等が到着するまで時間がかかることが予想されます。1週間分は用意し持ち出せるようにペット用非常袋を作りましょう。

- 常備薬
- フードと水、食器
- ケージ、リード等係留用品
- トイレ用品、ゴミ袋、タオル
- 飼育手帳
- 写真



ペットの防災講演会

「愛するペットを災害から守るために～備えるために今できること～」をテーマに、災害に備えた犬のしつけ方などについて講演会を開催します。

講師／矢崎 潤氏（日本獣医生命科学大学非常勤講師）

日時／12月4日（日）午後2時から5時まで

場所／八王子市保健所別館（八王子市旭町13-18）公共交通機関をご利用ください。

定員／先着50名 9月16日から電話受付開始 保健総務課 ☎645-5111（代）



避難所に動物がいることが、「困ったこと」ではなく、避難所の全ての方々にとって「心が癒されること」になりますように。



猫



猫は室内飼いを

猫を外で飼うことは、近隣への迷惑だけでなく交通事故や猫同士のけんか、感染症など猫自身への危険もいっぱいです。室内の環境を整え、身元表示(名札やマイクロチップなど)や不妊去勢手術をして室内飼いをしましょう。



無責任な餌やりはやめましょう

糞尿や農作物への被害、車のキズなど猫による苦情が寄せられています。無責任に餌やりだけをしていると、近隣の理解は得られず猫そのものも嫌われ者になってしまいます。管理すべき猫を特定し、不妊去勢手術を行ったうえで、置き餌はせず糞等の掃除をしながら環境美化を図り、「飼い主のいない猫」を減らしていきましょう。

不妊去勢手術助成金制度スタート

今年度から飼い主のいない猫(野良猫)の不妊去勢手術費用の助成制度を開始しました。また手術目的の捕獲器貸出しも行っています。なお、飼い猫や犬は対象となりませんのでご注意ください。

対象者／市内動物病院で不妊去勢手術を実施した市民や団体

助成額／めす5千円、おす3千円 予定数各200匹

(先着順で予算に達し次第終了します。事前にご確認ください。)

手術後、譲渡可能な猫は終生完全室内飼いのできる方への譲渡に努めましょう
問い合わせ／申請方法等は保健総務課(☎645-5111)または市のホームページへ。



猫との共生講演会

「猫の飼い方～野良猫を室内飼いにするコツ～」をテーマに講演会を開催します。

講師／水越美奈氏(日本獣医生命科学大学講師・獣医学博士)

日時／11月3日(木・祝)午後2時から4時まで

場所／八王子市保健所別館(八王子市旭町13-18) 公共交通機関をご利用ください。

定員／先着50名 9月16日から電話受付開始
保健総務課☎645-5111(代)



迷子の犬や猫について

飼い犬や猫が逃げた時や、迷子の犬、未熟な子猫及び負傷した犬猫等を発見又は保護した時は保健所にご連絡いただくとともに、お近くの警察署にも該当動物の情報についてご確認ください。なお、自活できる猫の捕獲や引取りは行っていません。

また動物の死体については、戸吹清掃事業所(☎691・2891)、館清掃事業所(☎665・2531)へご連絡ください。

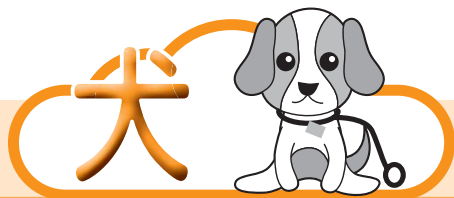
犬・猫等の譲渡会

八王子市保健所で収容された動物の飼養管理等も担う東京都動物愛護相談センター多摩支所では、飼い主の判明しなかった犬・猫等の譲渡会を開催しています。これから犬・猫等を飼おうという方は入手先の一つとしてぜひご検討ください。

問い合わせ 同支所 飼養相談係
☎042・581・7435
日野市石田1-192-33

動物の遺棄・虐待は犯罪です！

動物の遺棄・虐待は50万円以下の罰金、またみだりに殺傷すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金です。



～犬も飼い主も地域の方も、安全・快適なお散歩を～

■ 犬の散歩はトイレ？ -No！

犬の散歩はトイレではありません。排泄は散歩の前に自宅で済ませる習慣をつけ、それでも散歩中にしてしまった際は必ず糞は持ち帰り、おしっこは水で流しましょう。

また、啓発用看板を保健所で配布しています。ご利用ください（一世帯1枚）。



■ ノーリードは禁止！

公園や河川敷などで犬を放す、いわゆるノーリードは禁止されており、罰則（拘留または料料）もあります。犬を放すことは絶対にやめましょう。

■ 飼い犬が人を咬んだときは

被害者への応急処置と再発防止を図り、24時間以内に保健所への届出と、48時間以内に獣医師による犬の検診をしてください。

～犬鑑札と狂犬病予防注射済票をつけましょう～

■ 犬鑑札と注射済票の装着

犬鑑札と注射済票の装着は、迷子札になるだけでなく、災害時には周囲の方への安心感にもつながります。また、装着しないと罰則（20万円以下の罰金）もあります。

■ 狂犬病とは？

現在国内での発生はありませんが、発症すると犬も人も100%死亡する恐ろしい感染症です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。犬の登録と狂犬病予防注射で、日本での発生や蔓延を防ぎましょう。



■ 犬の登録・変更届・死亡届

犬を飼い始めたら30日以内に、犬の所在地の市区町村への登録（犬の一生に1回）と犬鑑札の交付を受けてください。

なお、犬の登録事項（所有者、犬の所在地、所有者住所・氏名等）の変更や死亡した場合は、届出（市外への移動は新所在地に）が必要です。他市区町村から八王子市に犬の所在地が変更になった際は、犬鑑札を無料で交換しますので、犬の前所在地で交付された犬鑑札をご持参ください。



■ 狂犬病予防注射

犬を飼い始めたら30日以内に、次年度からは毎年4月1日から6月30日までに、狂犬病予防注射と注射済票の交付を受けましょう。注射は4月実施の集合注射、または動物病院で受けてください。集合注射の日程等は3月の広報「はちおうじ」でお知らせします。

なお、集合注射や市が委託している動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付も受けられます。



■ 犬鑑札と注射済票の再交付

犬鑑札と注射済票を破損または失くした場合は再交付を受けてください。

■ 登録及び注射済票交付窓口

八王子市では、保健所、市役所本庁舎1階健康福祉総務課及び各事務所が窓口です。

手数料	交付	再交付
犬鑑札	3,000円	1,600円
注射済票	550円	340円